

令和6年11月1日
県土整備部道路課

報道関係各位

令和6年度青森県除雪事業計画を策定しました
(情報提供)

令和6年度の青森県除雪事業計画を定めましたので、別添のとおり概要をお知らせします。

なお、冬期閉鎖路線の閉鎖期間については、降雪又は積雪等の気象状況により変更することがあります。

報道機関用提供資料	
担当課	県土整備部道路課 維持補修グループ
担当者	グループマネージャー 川村 明生
電話番号	直通：017-734-9657 内線：6708
報道監	県土整備部次長 米田 均

令和6年度 青森県除雪事業計画（概要）

1. 除雪体制開始月日 令和6年11月1日（金）

(1) 車道除雪

1) 除雪延長

今年度は、242 路線、2,995.6km について、除雪を行います。

2) 車道除雪基準

降雪量が 10cm 以上の場合、又は降雪量が 5cm 程度であっても降雪状況、気象通報等により雪が降り続くことが予想される場合や、地吹雪等により交通に支障をおよぼすと判断される場合は出動するものとします。

ただし、交通量の少ない路線において日中の気温上昇が見込まれる場合などは、出動基準以上の降雪量であっても出動をとりやめるなど、状況に即したできる限りの効率的な除雪に努めるものとします。

3) 路面凍結防止対策

急勾配、急カーブ及び日陰部等の冬期交通ネック箇所の解消を図り、交差点におけるスリップ事故又は渋滞等を回避するために延長 436.8km 2,687 箇所について、凍結防止剤散布車 64 台により凍結防止剤を散布します。

また、急勾配箇所を中心にスリップ等への緊急対応のため、砂箱を 316 箇所に設置します。

(2) 歩道除雪

歩道設置路線で、機械除雪可能な通学路を基本とし、歩道上の新雪が 20cm を上回っている場合、又は連続降雪後、通勤・通学に支障をおよぼすと判断される場合は、出動するものとします。また、通学路、中心市街地及び福祉施設等の周辺を中心に、地域との協働による「スクラム除雪事業（小型除雪機 112 台の貸し出し）」等を含め、約 499.8km の歩道除雪を実施します。さらに、学校行事等の情報収集に努め、適時適切な除雪を行うことにより、歩行空間の確保を図っていきます。

2. 除雪延長

(単位: km)

	令和5年度	令和6年度	増 減
車道除雪延長	2,995.3	2,995.6	0.3
歩道除雪延長	499.8	499.1	-0.7

3. 除雪機械台数

(単位: 台)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
県有除雪機械	369	368	-1
借上除雪機械	175	176	+1
合 計	544	544	±0

4. 冬期閉鎖路線

冬期閉鎖路線一覧表及び図のとおりです。

ただし、降雪及び積雪状況により、冬期閉鎖期間は変更する場合があります。

(資料-1、2)

5. 雪道安全マップについて

冬期間通行止めになる道路、除雪作業場のお願いや雪道走行での注意点を掲載した「雪道安全マップ」を作成し、県内の道の駅、観光案内施設、関係機関などへ配布します。